金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社サンテック
２．住所　東京都豊島区西池袋５丁目５番21号1909
３．代表者の氏名　代表取締役　木村　光一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第747号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジェイウイング・キャピタル株式会社
２．住所　東京都台東区台東一丁目６番１号
３．代表者の氏名　代表取締役　石井　祐一
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第763号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ニューメリックス・ジャパン株式会社
２．住所　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号（旧住所：東京都千代田区丸の内１丁目３番１号）
３．代表者の氏名　代表取締役　中村由貴子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第933号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　エイチ・エス・アシスト株式会社
２．住所　東京都中央区銀座六丁目10番16号
３．代表者の氏名　代表取締役　浅野　　智
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第965号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　府託投資顧問株式会社
２．住所　東京都台東区浅草橋１―33―６浅草橋シティハイツ802
３．代表者の氏名　代表取締役　島田　　睦
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1015号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド
２．住所　英国　スコットランド　ＥＨ１　３ＡＮエディンバラ、グリーンサイド・ロー１　カルトン・スクエア
３．代表者の氏名　最高経営責任者兼会長　ピーター・ノエル・デーヴィッド・クーク
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1042号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Magnetar Financial Japan株式会社
２．住所　東京都港区南麻布一丁目９番８号麻布コーポラス101号
３．代表者の氏名　代表取締役　ジェラルド・マクリン
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1065号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ユニバーサルコンサルタンツ
２．住所　神奈川県横浜市中区吉田町48番地タクエー関内ビル３Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　木村　寛孝
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1125号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年12月15日

関東財務局長　森川　卓也